

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年6月13日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 契約件名

「世田谷区みどりのみずの基本計画」等改定支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、区制100周年(平成44年)に、みどり率33%を達成することをめざし、平成20年度を初年度とする「世田谷区みどりのみずの基本計画」を策定した。また、その目標を達成するため、「世田谷区みどりのみずの行動計画」において具体的な事業の進捗を管理している。現行計画の期間が平成29年度末までであること、またこの間、社会情勢の変化や区民ニーズの多様化に加え、生物多様性などの新しい視点を取り入れた街づくりを進めていく必要がある。

本業務は、平成29年度末の「世田谷区みどりのみずの基本計画」及び「世田谷区みどりのみずの行動計画」の改定に向け、現況把握や施策の検証、区民参加の企画運営、各種会議の運営補助等の支援業務を委託するものである。

(3) 業務内容(案)

以下の～の業務を行うこと。

(平成28年度：～、～、平成29年度：～、～)

現況の把握・分析

「世田谷区土地利用現況調査」及び「世田谷区みどりの資源調査」について、過去に実施した調査結果及び平成28年度に別途実施する調査結果を活用して、世田谷のみどりのみずの現況を多面的に把握・分析し、特性や課題を洗い出す。

施策等の検証

現行の「世田谷区みどりのみずの基本計画」及び「世田谷区みどりのみずの行動計画」における施策や事業について推進状況や課題を検証し、新計画に反映させるべき事項を整理する。また、区が実施するアンケート調査の回答結果を解析する。

ワークショップの企画・運営

区民参加のワークショップ(2回～3回程度、参加人数は各回50名を想定)の企画・運営を行う。また、ワークショップに関するニュース(3回～4回)を発行する。

各種会議・打合せ運営補助

環境審議会、庁内会議、関係団体等との打合会の運営を補助する。

環境審議会(平成28年度4回程度、平成29年度6回程度)(予定)

庁内会議(平成28年度7回程度、平成29年度5回程度)(予定)

「世田谷区みどりのみずの基本計画」骨子案の作成

「世田谷区みどりのみずの基本計画」(素案)及び「世田谷区みどりのみずの行動計画」(素案)の作成

パブリックコメントの実施補助

シンポジウムの企画・運営

区民参加のシンポジウム(1回程度)の企画・運営を行う。会場手配や参加者募集は区が行う。

「世田谷区みどりのみずの基本計画」(案)及び「世田谷区みどりのみずの行動計画」(案)の作成

「世田谷区みどりのみずの基本計画」及び「世田谷区みどりのみずの行動計画」の冊子版下作成

区民向けの冊子を作成する。

「世田谷区みどりのみずの基本計画」(A4判、カラー、100ページ程度)

「世田谷区みどりとみずの行動計画」(A4判、40ページ程度)
「世田谷区みどりとみずの基本計画」の冊子(概要版)版下作成
区民向けの冊子を作成する。(A4判、8ページ程度)
報告書の作成(成果資料及び打合せ記録等)

(4) 成果品

(平成28年度・29年度共通)

報告書(成果資料及び打合せ記録等)(A4判)1式

上記の電子データ(PDF形式及び原データCD-R) 各1部

その他区担当課から指定のあった資料

(5) 対象地域

世田谷区全域

(6) 履行期間

平成28年9月上旬から平成30年3月下旬まで(予定)

(委託契約は年度ごとに行い、平成28年度の履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として、平成29年度の契約を行う。平成28年度の履行期限は、平成29年3月31日まで。)

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務(取扱品目:地域・地区計画)」または「環境アセスメント関係調査業務(取扱品目:動植物・植生)」に登録があること。

(3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。

(4) 過去5年間(平成23年度から平成27年度)に国または地方公共団体において、同種又は類似業務に携わった実績を有すること。

「同種業務」: 地方公共団体から受託した、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定、改定業務。

「類似業務」: 国または地方公共団体から受託した、生物多様性地域戦略、景観計画、都市計画マスタープランの策定、改定業務等。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の提出を受けて参加資格の確認を行い、該当者が4社以上の場合、以下の項目について評価し、提案書の提出予定者を3社程度に決定する。提案書の提出予定者には、プロポーザル招請通知を、平成28年7月4日(月)に電子メール及び書面により送付する。

- ・企業実績
- ・業務実施体制
- ・技術者実績(管理技術者、担当技術者)
- ・過去の成果品

4. 提案書を特定するための評価基準

- ・業務実施方針(業務内容の理解度、 工程計画の妥当性)
- ・特定テーマに対する提案(的確性、 実現性、 独創性)
- ・資料作成能力
- ・ヒアリング(専門技術力、 取り組み姿勢、 コミュニケーション力)
- ・見積の妥当性

5. 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課(城山分庁舎1階)

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2536

FAX 03(5432)3083

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間

平成28年6月13日(月)~6月24日(金)

土日祝日を除く8時30分から17時まで

交付場所

世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課(城山分庁舎1階)窓口にて配布及び

世田谷区ホームページに掲載

HP [世田谷区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#) [みどり・環境](#)

[みどりとみずに関する計画・データ・刊行物](#) [みどりとみずに関する条例・計画](#)

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限

平成28年6月30日(木)17時まで(厳守)

提出場所

(1)に同じ

方法

持参または郵送

(4) 提案書の提出期間、提出先及び方法

提出期間

平成28年7月5日(火)~8月2日(火)17時まで(厳守)

提出先

(1)に同じ

方法

持参または郵送

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約

により締結する予定の有無：有

平成29年度「世田谷区みどりとみずの基本計画」等改定支援業務委託

ただし、1(6)記載の条件等による。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。